加美町社会福祉協議会 第1次地域福祉活動計画 (平成25年度~平成29年度)





ダイジェスト版



みんなで支えあう 地域の輪 誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり



社会福祉法人 加美町社会福祉協議会

地域福祉活動計画って?

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民、当事者団体、ボランティア、N P O法人等が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成、配分活動などを、組織だって行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めです。また、施設・事業所の運営・経営など、社協が実施する事業についても記載します。

計画の期間

地域福祉活動計画は、平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)までの5か年計画です。ただし、期間の途中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行っていくものとします。

地域福祉活動計画の構成(体系)

おらほのプラン

おたがいに支えあい・自分らしく生きられる・ほっとする まちづくりのプラン

◆ 計画の構成 ◆

この計画は、「みんなで支えあう 地域の輪 誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を 基本目標とし、それを実現するために進む方向を基本計画として掲げています。そしてその基本 計画を達成するための方策として、実施計画・実施項目(具体的な取り組み)を定めました。

また、策定にあたっては、平成22年12月に実施した一般町民アンケートを基本データとして 活用いたしました。

計画は、平成25年度~平成29年度の5か年計画となっており、地域住民、当事者団体、ボランティア、保健・福祉関係者など多様な主体と協働しながら、地域福祉を総合的に展開していこうという内容になっています。



みんなで支えあう 地域の輪 誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり

基本計画

基本計画 1 みんながわかりあうまちづくり(情報・地域課題を共有しよう)

地域福祉の事業は、ニーズに基づき実施されるべきものです。地域福祉の課題を把握するための調査や住民座談会の開催などによって、情報の共有化を図っていきます。また、わかりやすい福祉情報を提供できるような環境の整備を図ります。

基本計画2 共に支えあうまちづくり (地域福祉を推進しよう)

福祉サービスや地域の福祉活動を充実させ、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを展開します。

基本計画3 誰もが安心のサービスを(福祉サービスの適切な利用を促進しよう)

利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、サービス利用者支援体制づくりや日常生活自立支援事業などの具体的な利用者支援事業への取り組みを推進します。

基本計画4 みんなが主役のまちづくり(ボランティア活動を促進しよう)

ボランティアセンター機能を充実し、ボランティア活動の啓蒙・普及に努めるとともに、気軽にボランティア活動に参加できる環境を整えます。また、学校や企業などと連携し、ボランティア・福祉教育推進のための学習・活動機会の提供に取り組みます。

基本計画5 よりよい社協づくりのために(社協発展強化計画)

地域福祉活動計画を推進するために、加美町社会福祉協議会の経営のビジョンや目標を明確にし、その実現に向けた組織、財政、人材育成などに関する具体的な取り組みを定めました。

具体的な取り組み事項 (実施項目)

基本計画1 みんながわかりあうまちづくり(情報・地域課題を共有しよう)

実施項目① 定期的な調査等実施によるニーズ把握

住民意識調査や要援護者実態調査などの実施、住民福祉座談会を開催し、住民の生活課題の把握に努めます。

実施項目② 社協実施等サービスからの事例収集と集約

小地域ネットワーク活動や在宅福祉サービス提供場面でのニーズ把握に努めます。

実施項目③ 地域住民の福祉ニーズの把握

民生委員・児童委員訪問活動との連携を強化し、地域住民の福祉ニーズの把握に努めます。

実施項目4) ケアマネジメント関係機関との連携強化によるニーズ把握

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等のケアマネジメント関係機関と情報を共有し、 連携を強化します。

実施項目 5 小地域ネットワーク活動の強化・推進

地域における住民福祉活動を推進します。概ね行政区を単位として、地域で暮らす人々が孤立しないように、地域住民による支えあい、たすけあいの活動を推進します。

内容は、見守り、安否確認、声かけ運動、ちょっとした買い物やごみ出しなどです。

実施項目⑥ 地域福祉に関する総合的な情報提供(広報活動の充実)

地域の課題や社会資源、活動のノウハウなど、地域で必要な情報をよりタイムリーに発信しながら、社協だよりやホームページ等の内容充実により広報活動の強化を進めます。

実施項目で関連する福祉関係施策・計画等への提言

誰もが安心して在宅生活を続けられるよう、介護サービスの充実、特に高齢者、障害者に対応 したショートステイの充実を、関係団体と共に提言していきます。



基本計画2

共に支えあうまちづくり(地域福祉を推進しよう)

実施項目① 介護保険事業等福祉サービスの質と量の確保

利用者本位のサービス提供を行うため、サービスの質や内容について評価する仕組み、その結果を地域住民に情報公開する仕組み等により、事業運営の透明性を図ります。また、基幹的な在宅福祉サービスの量の確保について、あり方を検討します。

実施項目② 基幹的福祉サービス基盤の充実

配食サービスや除雪サービスの充実を図ります。

実施項目③ 公的サービスの利用支援

日常生活自立支援事業(まもり一ぶ)の利用を促進します。

実施項目4 地域自立生活を促進する経済支援

生活福祉資金貸付事業、生活安定資金貸付事業の有効活用を促進します。

実施項目⑤ その他の福祉事業の推進

地域福祉事業を推進するため、引き続き下記の事業を実施します。

- ・一人暮らし高齢者の集い
- ・二人暮らし高齢者の集い
- ・家族介護者交流事業(家族介護者交流の集い)
- ・車イス貸与事業
- ・上寿祝
- ・金婚を祝う会
- ・遺児見舞金贈呈事業
- ・罹災家庭援護事業

実施項目⑥ ニーズ対応型コミュニティサービスの開発・支援

住民が住み慣れた地域で安心して生活が送れるようにするためには、地域ごとの活動が重要となってきます。それぞれの地域にあった取り組みを支援するため、下記の事業を実施します。

- ・行政区福祉事業への支援協力
- ・行政区ミニデイサービスサポート事業の実施
- ・介護予防シニア元気塾の実施
- ふれあい・いきいきサロン活動の推進





基本計画3 誰もが安心のサービスを(福祉サービスの適切な利用を促進しよう)

実施項目① 総合相談体制の整備・強化

困りごと相談等(生活相談所の開設、法律専門相談、他)機能を強化するとともに、相談者の 利便性向上のための取り組みを推進します。

実施項目② 社会福祉従事者の専門性の向上

社会福祉法人として期待される町民サービスの質の向上を図るため、福祉資格取得を推進したり、研修の機会を設けたりします。

実施項目③ 地域ケアマネジメント体制の整備

各関係機関、職種の連携による支援体制の整備を図ります。

実施項目4 サービス評価の取り組み普及・促進

利用者のサービス選択基準となり得るサービスの質や内容について、サービス自己評価の定期的な実施や、第三者評価の取り組みを促進します。

実施項目⑤ サービス内容に関する情報開示のルール化

各種評価結果の情報を開示するためのルール化を図ります。

実施項目⑥ 日常生活自立支援事業の体制整備

福祉サービス利用手続きや日常的な金銭管理の支援を行う日常生活自立支援事業(まもりーぶ)において、サービスを必要とする方が適切に利用できるよう、普及及び啓発を行うとともに、関係機関との連携を強化します。

実施項目で一苦情解決制度の仕組みの確立

苦情解決システム整備の取り組みを徹底します。

実施項目⑧ 個人情報保護の仕組みの確立

個人情報保護の整備体制を図ります。また、職員に対し個人情報の適切な取扱いについての研修を実施します。



基本計画4 みんなが主役のまちづくり(ボランティア活動を促進しよう)

実施項目① ボランティアセンターの充実

ボランティアセンター及びボランティアサブセンターの開設とともに、ボランティアコーディネーターを配置し、相談や情報提供、活動先の紹介、ボランティア団体等の活動支援、ボランティア養成等、より一層のボランティア活動の充実を図ります。

実施項目② 総合学習と連携した学習・活動機会の提供

福祉教育協力校の活動支援や福祉体験学習など、福祉教育推進事業を実施します。

実施項目③ 企業等の社会貢献活動と連携した学習・活動機会の提供

活動を希望する企業等へのボランティア情報提供、 学習の機会提供、社会貢献活動のコーディネートなど を実施します。



基本計画5

よりよい社協づくりのために(社協発展強化計画)

- 重点取り組み1 小地域ネットワーク活動(地域における見守り・支援活動)や ふれあい・いきいきサロンなど住民福祉活動の支援促進
- **重点取り組み2** ボランティアセンター及びボランティアサブセンターの役割強化
- 重点取り組みる)配食サービス、除雪事業など高齢者等生活支援事業の充実
- 重点取り組み4 社協らしさを発揮した在宅福祉サービス事業の充実
- 重点取り組み5 地域福祉事業推進のための財源の確保

実施項目① 社協会員制度の加入促進

- ①一般会員の加入促進
- ②賛助、特別会員の加入促進
- ③会費の使途の明確化

実施項目② 社協組織体制の強化

- ①地域に根ざした役員体制の確保
- ②社協事業を客観的に監査しうる監事体制の確保
- ③部会、委員会の積極的な活用(高齢者部会、障害者部会、ボランティアセンター運営委員会、広報委員会など)



実施項目③ 事務局の機構改革及び人材育成

- ①本部体制機構の整備
- ②3地区福祉サービスセンターの体制整備
- ③事務局職員の配置及び財源の確保
- ④災害ボランティアセンターの体制整備
- ⑤人材育成

実施項目4) 地域福祉推進のための財源確保

地域福祉推進のための財源の確保に努めます。



実施項目⑤ 多様なサービス提供体制(サービス量)の確保に伴う施設整備計画

今後益々利用者の増加が見込まれることから、加美町社会福祉協議会が行う介護保険事業や障 害福祉サービス事業のあり方について検討を行いました。

①介護保険事業の取り組み

ア) 訪問介護事業所(ヘルパーステーション)

2か所

イ) 居宅介護支援事業所 (ケアサポートセンター)

1か所

ウ) 訪問入浴介護事業所(入浴ステーション)

1か所

工) 通所介護事業所(デイサービスセンター)

3か所

中新田地区及び宮崎地区に新規デイサービスセンターを開設

- 才) 小規模多機能型居宅介護事業所の検討
- ②障害福祉サービス事業の取り組み
 - ア) クローバーハウス
 - イ) やくらいアットハウス
 - ウ) 中新田地域活動支援センターあおぞら(町委託事業)
 - 工)事業所の統廃合や新規事業の立ち上げを検討

実施項目⑥ 団体支援のあり方検討

本会が事務局として支援している5団体(加美町老人クラブ連合会、加美町身体障害者福祉協 会、加美町ボランティア友の会、加美町遺族会、加美町母子福祉会)に対する支援のあり方を検 討します。

最後に

地域福祉活動計画を今後推進していくためには、多くの人がお互いを理解し活動に参加することが 重要となってきます。計画推進に向けて、引き続き町民皆様のご支援ご協力を賜りますようお願い申 し上げます。

加美町社会福祉協議会「第1次地域福祉活動計画」

おらほのプランダイジェスト版

平成25年7月発行

編集·発行/社会福祉法人 加美町社会福祉協議会 〒981-4261 宮城県加美郡加美町字町裏320番地 TEL: 0229 (63) 2547 FAX: 0229 (63) 2898

URL: http://www.shakyo.or.jp/hp/288/

それぞれの事業の 詳しい内容につい ては、ホームペー ジにおいてご覧に なれます。

a kanagana kanagana kanag

